

勝山市学生等合宿促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市において学生等の合宿を開催し、当該合宿期間中に福井県を知る取組みや地域住民等との交流を行う事業に対して補助金を交付することにより、市内の旅館等での宿泊者を増加し、もって観光経済の活性化及び地域交流の推進を図るため、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生等とは、県外に所在する高等学校、高等専門学校、短期大学若しくは大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)に定めるものをいう。)の生徒又は学生をいう。
- (2) 宿舎とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設をいう。ただし、次に掲げる施設を除く。
 - ア 合宿所
 - イ スポーツ施設に付随する宿所
 - ウ バンガロー
 - エ ログハウス
 - オ キャンプ場
 - カ その他市長が不相当と認めた施設
- (3) 合宿とは、体育・文化施設において練習又は研修を行い、学生等が宿舎において生活をともにすることをいう。
- (4) 地域交流活動とは、福井県内における観光施設の見学、農林漁業体験、スポーツ及び文化体験による交流及び地域行事への参加をいう。
- (5) 旅行業者とは、観光庁長官の登録が必要な第1種旅行業又は都道府県知事の登録が必要な第2種旅行業若しくは第3種旅行業の登録がある事業者とする。

(補助対象事業)

第3条 宿泊補助事業は、次の各号のすべて満たすものを補助対象とする。

- (1) 学生等で構成する運動系又は文化系の団体が行う合宿
 - (2) 市内の宿舎において1合宿20人泊以上すること。
 - (3) 4月8日から7月20日まで及び8月24日から翌年3月20日まで の間に行われる合宿
 - (4) 日曜日、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日の宿泊(ただし、祝前日となる日は除く。)
- 2 前項第3号及び第4号に規定する日以外の宿泊については宿泊補助金の交付はしないが、第2号に規定する20人泊の一部として数えることとする。

3 地域交流活動補助事業は、第1項に規定する合宿期間中において行う、次のいずれかに該当する福井県内の取組みを補助対象とする。

- (1) 自然、歴史、文化、食等に関する有料観光施設の見学(ただし、温泉施設、レジャー施設、飲食店、土産店その他娯楽施設は除く。)
- (2) 施設関係者、観光ガイド又は地元住民の案内をつける無料観光施設の見学
- (3) 農林漁業体験
- (4) ものづくり体験
- (5) 地元団体との交流試合若しくは合同演奏会の実施、地域住民を対象としたスポーツ若しくは文化教室等の開催又は地元スポーツ少年団への技術指導
- (6) 伝統的なまつり、食又は産業イベント等に地域住民とともに参加する行事
- (7) 前各号に掲げるもののほか当該事業の目的に沿うと市長が認める地域活動

4 地域交流活動補助金は、第2項の規定にかかわらず合宿期間中の取組みに対して補助金を交付する。

5 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助対象事業としないものとする。

- (1) 単に公式大会やイベントに参加することのみを目的とするもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (4) 勝山市又は勝山市関連団体(市から補助金等の交付を受けている団体をいう。)から他の補助金又は助成金等の交付を受けているもの
- (5) その他市長が不相当と認めるもの
(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、合宿の主催者(部長、監督又はコーチを含む。)又は合宿の主催者から依頼を受けた旅行者とする。

(補助金の額)

第5条 宿泊補助事業の補助額は、当該宿舎に宿泊した人数に1泊当たり1,000円を乗じて得た額とし、その上限は、1回につき30万円とする。

2 地域交流活動補助事業の補助額は、当該活動に参加した人数に250円を乗じて得た額とし、その上限は、7万5,000円とする。ただし、地域交流活動を複数回実施したときは、1人当たりの宿泊回数を上限回数とし、これにより算出された補助金の額と7万5,000円のいずれか低い額を当該補助金の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を合宿開始10日前までに、市長に提出するものとする。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 合宿の日程表

(3) 申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)の学生証等の身分証明書の写し(申請しようとする者が旅行業者の場合にあつては、旅行業の登録証の写し)

2 当該申請について、勝山市公式ホームページの電子申請を利用する場合は、前項第2号及び第3号に定める書類をスキャニングしたものをもって、これにかえることができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請(前条第2項に定める電子申請による申請を含む。以下同じ。)があつたときは、申請内容を審査し、補助対象となる場合は補助金の交付を決定し、補助金交付指令書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、当該補助金の交付を決定するにあたり、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 当該合宿において宿泊人数の増加又は地域交流活動の実施回数の増加等の事由により当該補助金の交付決定額を増額してほしいときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 当該合宿において、宿泊人数の減少等の事由により当該補助金の交付決定額が減少になる場合は、市長の承認を要しない。ただし、第3条第1項に定める宿泊数の要件を下回る場合は、市長に事業中止届出書(様式第3号)を提出すること。

(3) 当該合宿を中止するときは、市長に事業中止届出書(様式第3号)を提出すること。
(実績報告)

第8条 申請者は、次に掲げる書類を、合宿終了後速やかに市長に提出するものとする。

(1) 実績報告書(様式第4号)

(2) 宿泊証明書(様式第5号)

2 当該実績報告について、勝山市公式ホームページの電子申請を利用する場合は、宿泊証明書はスキャニングしたものをもって、これにかえることができる。

(補助金額の確定及び補助金の請求)

第9条 市長は、前条の実績報告(前条第2項に定める電子申請による実績報告を含む。以下同じ。)を受けた場合においては、報告内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に補助金額の確定通知書(様式第6号)を通知するものとする。

2 前項の補助金額の確定通知書を受けた申請者は、請求書兼振込依頼書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書兼振込依頼書の提出があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

補助金交付指令書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

事業中止届出書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

実績報告書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

宿泊証明書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

補助金額の確定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

請求書兼振込依頼書

[別紙参照]